医療制度改革を受けて 保険者協議会の役割

厚生労働省保険局国民健康保険課 保健事業推進専門官 大村良平

医療制度改革を受けて 保険者協議会の役割

地域·職域連携推進事業関係者会議 平成18年6月27日(火)

> 厚生労働省 保険局 国民健康保険課 保健事業推進専門官 大村良平

「高齢者の医療の確保に関する法律(案)」の概要

本法に記載した内容は、医療保険各法すべてに影響を及ぼす。

<本法に関する用語の定義>

	定義条文	内容	
医療保険各法	第7条第1項	「龍康保険法」「船員保険法」「国民健康保険法」「国家公務員共済組合法」「地方公務員共済組合法「私立学校教職員共済法」	
保険者	第7条第2項	「医療保険各法」の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村(特別区を含む 以下間じ。)、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団)	
加入者	第7条第3項	「医療保険各法」の規定による被保険者及び被扶養者	
医療養適正化	第8条第1項	「国民の高齢期における適切な医療の破保を図るための医療」に要する費用の適正化	
全国医療養適正化計画	第8条第1項	「医療資産正化」を総合的かつ計画的に推進するため、五年ごとに、五年を一期として、「医療資産正化」を推進するための計画	
医療養適正化基本方針	第8条第2項	「医療養護正化」に関する施策についての基本的な方針	
特定健康診査	第18条第1項	糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査	
特定保健指導	第18条第1項	「特定程度診査」の結果により程康の保持に努める必要がある者として厚生労働者令で定めるもの 対する「医師、保健師、管理栄養士その他厚生労働者令で定める者」による保健指導	
特定健康診査等	第18条第2項	「特定健康診査」及び「特定保証指導」	
特定健康診査等基本指針	第18条第1項	「医療養殖正化基本方針」に即して、「特定健康診査等」の適切かつ有効な実施を固るために厚生生 例大臣が定める基本的な指針	
特定促康診查等突施計画	第19条第1項	五年ごとに、五年を一期として、「特定健康診査等基本指針」に即して保険者が定める計画	
本業者等	第21条第2項	労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者その他法令に基づき「特定健康診査」に相当する協 度診断を実施する資務を有する者	

計画

<第18条(特定健康診査等基本指針)>

厚生労働大臣は、「医療養適正化基本方針」に即して、「特定健康診査等基本指針」を定めるものとする。

- 2 「特定健康診査基本指針」においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

 - 「特定健康診査等」の実施方法に関する基本的事項 「特定健康診査等」の実施及びその成果に係わる目標に関する基本的事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、「特定健康診査等実施計画」の策定に関する重要事項
- 3 「特定健康診査基本指針」は、「健康増進法第9条に規定する健康診査等指針」と調和が保たれたものでなければならない。
 - 厚生労働大臣は、「特定健康診査等基本指針」を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に 協議するものとする。
 - 5 厚生労働大臣は、「特定健康診査等基本指針」を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

<第19条(特定健康診査等実施計画)>

「保険者」は、「特定健康診査等基本指針」に即して、「特定健康診査等実施計画」を定めるものとする。

- 2 「特定健康診査等実施計画」においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

 - ・「特定健康診査等」の具体的な実施方法に関する事項 二「特定健康診査等」の実施及びその成果に関する具体的な目標 三 前二号に掲げるもののほか、「特定健康診査等」の適切かつ有効な実施のために必要な事項
- 3 「保険者」は、「特定健康診査等実施計画」を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

P2

特定健康診査

<第20条(特定健康診査)>

「保険者」は、「特定健康診査等実施計画」に基づき、毎年厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の「加入者」に対し、「特定健康診査」を行うものとする。ただし、「加入者」が「特定健康診査」に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき又は第26条第2項の規定により「特定健康診査」に関する記錄の送付を受けたときは、この限りではない。

<第22条(特定健康診査に関する記録の保存)>

「保険者」は、第20条の規定により「特定健康診査」を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該「特定健康診査」に関する記録を保存しなければならない。同条ただし者の規定により「特定健康診査」の結果を証明する書面の提出若しくは「特定健康診査」に関する記録の送付を受けた場合又は第27条第3項の規定により「特定健康診査」若しくは健康診断に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

<第23条(特定健康診査の結果の通知)>

「保険者」は、厚生労働省令で定めるところにより、「特定健康診査」を受けた「加入者」に対し、当該「特定健康診査」の結果を通知 しなければならない。第26条2項の規定により、「特定健康診査」に関する記録の送付を受けた場合においても、同様とする。

特定保健指導

〈第24条(特定保健指定)〉

「保険者」は、「特定健康診査等実施計画」に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、「特定保健指導」を行うものとする。

<第25条(特定保健指導に関する記録の保存)>

「保険者」は、前条の規定により「特定保健指導」を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該「特定保健指導」に関する記録を保存しなければならない。次条第2項の規定により「特定保健指導」に関する記録の送付を受けた場合又は第27条第3項の規定により「特定保健指導」に関する記録の写しの提供を受けた場合においても、同様とする。

事業者健診との関係

<第21条(他の法令に基づく健康診断との関係)>

「保険者」は、「加入者」が、労働安全衛生法その他の法令に基づき行われる「特定健康診査」に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条の「特定健康診査」の全部又は一部を行ったものと
する

2 「事業者等」は、当該健康診断の実施を「保険者」に委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を「保険者」に支払わなければならない。

他保険者・事業者からの記録提供

<第27条(特定健康診査等に関する記録の提供)>

「保険者」は、「加入者」の資格を取得した者があるときは、当該「加入者」が加入していた他の「保険者」に対し、当該他の「保険者」が保存している当該「加入者」に係わる「特定健康診査」又は「特定保健指導」に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

- 2 「保険者」は、「加入者」を使用している事業者等又は使用していた「事業者等」に対し、労働安全衛生法その他法令に基づき当該「事業者等」が保存している当該「加入者」に保わる健康診断に関する写しを提供するよう求めることができる。
- 3 前2項の規定により、「特定健康診査」若しくは「特定保健指導」に関する記録又は健康診断に関する写しの提供を求められた他の「保険者」又は「事業者等」は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

P4

他の保険者加入者に対する実施

<第26条(他の「保険者」の「加入者」への特定健康診査)>

「保険者」は、その「加入者」の「特定健康診査等」の実施に支障がない場合には、他の「保険者」の「加入者」に保わる「特定健康 診査」又は「特定保健指導」を行うことができる。この場合において、「保険者」は、当該「特定健康診査」又は「特定保健指導」を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該「特定健康診査」又は「特定保健指導」に要する費用を請求することができる。

- 2 「保険者」は前項の規定により、他の「保険者」の「加入者」に対し「特定健康診査」又は「特定保健指導」を行ったときは、厚生 労働省令で定めるところにより、当該「特定健康診査」又は「特定保健指導」に関する記録を、速やかに、その者が現に加入する当 該他の「保険者」に送付しなければならない。
- 3 「保険者」は、その「加入者」が、第1項の規定により、他の「保険者」が実施する「特定健康診査」又は「特定保健指導」を受け、 その費用を当該他の「保険者」に支払った場合には、当該「加入者」に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該「特定健 康診査」又は「特定保健指導」に要する費用として相当な額を支給する。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、「保険者」は他の「保険者」と協議して、当該他の「保険者」の「加入者」に係わる「特定健康診査」又は「特定保健指導」の費用の請求及び支給の取り扱いに関し、別段の定めをすることができる。

実施委託

<第28条(実施の委託)>

「保険者」は、「特定健康診査等」について、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所その他適当と認められるものに対し、その実施を委託することができる。この場合において、「保険者」は、受託者に対し、委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内において、「厚生労働省令で定めるところにより、自らが保存する「特定健康診査」又は「特定保健指導」に関する記録の写しその他必要な情報を提供することができる。

後期高齢者支援金

<第120条(概算後期高齢者支援金)>

2 前項の概算後期高齢者支援金調整率は、第18条第2項第2号及び第19条第2項第2号に掲げる事項の達成状況、「保険者」に 係わる「加入者」の見込数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で、政令に定めるところにより算定する。

<第121条(確定後期高齢者支援金)>

2 前項の確定後期高齢者支援金調整率は、第18条第2項第2号及び第19条第2項第2号に掲げる事項の連成状況、「保険者」に 係わる「加入者」の見込数等を勘案し、百分の九十から百分の百十の範囲内で、政令に定めるところにより算定する。

P6

その他

<第29条(関係者との連携)>

「保険者」は、第32条に規定する前期高齢者である「加入者」に対して「特定健康診査等」を実施するに当たっては、前期高齢者である「加入者」の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第115条の38第1項に規定する地域支援事業を実施する市町村との適切な連携を図るように留意するとともに、これらが効率的に実施されるよう努めるものとする。

2 「保険者」は、前項に規定するもののほか、特定健康診査の効率的な実施のために、他の「保険者」、医療機関その他の関係 者との連携に努めなければならない。

<第30条(秘密保持義務)>

第28条の規定により「保険者」から特定健康診査等の実施を受けた者(その者が法人である場合にあってはその役員。)及びその職員並びにこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく嘉らしてはならない。

<第31条(健康診査等指針との調和)>

第18条第1項、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第26条第2項、第27条第3項及び第28条に規定する厚生労働省令は、健康増進法第3条第1項に規定する健康診査等指針と闘和が保たれたものでなければならない。

〈第155条(国保連合会の業務)〉

- 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。 1 第七十条第四項の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事 療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問者護療養費の請求に関する審査及び支払 2 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営その他の事項に関する保険者その他の関係者間の連絡調整及び保険者 に対する必要な助言又は援助

その他関連法

健康保険法 2008年4月1日改正案

<第150条>

「保険者」は、「高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者及びその扶養者(以下、「被保険者等」という。)の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

<附則2条>

健康保険組合が管準する「健康保険の医療に関する給付」、「保健事業及び福祉事業の実施」又は「健康保険組合に係わる前期 高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金若しくは介護納付金の納付に要する費用」の財源の不均衡を調費するため、 連合会は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合に対する交付金の交付の事業を行うものとする。

<第154条の2>

国庫は、第151条及び前2条に規定する費用のほか、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定 健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる

国民健康保険法 2008年4月1日改正案

<第72条の5>

国及び都道府県は、政令の定めるところにより、市町村に対し、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導(第八十二条第一項及び第八十六条において「特定健康診査等」という。)に要する費用のうち政令で定めるものの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

P8

<法案成立後に厚生労働省令で定める事項>

準項	参照条文	数要
「特定健康診査」	第20条	健診(基本的な健診・詳細な健診)の具体的な項目等
「特定保健指導」	第24条	健診の結果に従い、情報提供、動機付支援、積極的支援としておこなうべき、標準的ブログラムの内容
「特定健康診査」に関する記録の保存	第22条	保存すべき項目と保存手段
「特定保健指導」に関する記録の保存	第25条	保存すべき項目と保存手段
「特定健康診査等」に関する記録の提供	第26-27条	具体的な提供の仕方等
「特定健康診査」の結果の通知	第23条	具体的な通知の仕方等
「特定健康診査等」の費用	第26条	「特定健康診査等」の請求ルール、参考標準価格等
「特定健康診査等」の委託に伴う個人情 報の提供	第28条	委託に際して提供可能な項目、各種留意事項等

「医療制度改革」を踏まえた今後の生活習慣病対策について ~健診ではなく、事後指導とその評価を中心とした保健事業の構築~

・エビデンス(データ)に基づいた保健事業の推進

- 保健指導の事業を計画的に行うことの義務化(健診・保健指導実施計画の策定)
- 保険者に対する数値指標の設定
 - (メタボ概念浸透度、健診受診率、健診データ把握率、保健指導利用率、医療機関受診率等)
- 実施結果に関するデータ管理の義務化
- 健診等の結果の情報を保存しやすいかたちで被保険者・被扶養者に対して提供

・保健事業の質の確保

- 生活習慣の改善を支援するサービス全体の体系化
- 生活習慣改善の必要性が高い方を効率的に抽出(対象者の階層化)する手法の提供
- 健診項目の見直しと精度管理
- 保健指導プログラムの標準化
- 保健指導の事業評価

事業実施の体制作り

- サービスの効果を評価する仕組みづくり
- アウトソーシング基準と民間事業者の育成策
- 保険者協議会を中心とした保険者間の連携(特に被用者保険の被扶養者への事業実施)

・財政支援と保険者へのインセンティブ

- 老人保健事業基本健康診査で相当分の公費負担の継続(市町村国保へ)
- 保健事業の実施状況に応じた後期高齢者医療支援金の負担額の加算・減算実施





